

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和8年2月13日（金）午前9時56分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 寺門 厚
委員 鈴木 明子 委員 寺門 勲
委員 君嶋 寿男

欠席委員 委員 小池 正夫

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
事務局長 会沢 義範 次長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣 総務・議事G長 岡本奈織美

会議に付した事件

(1) 那珂市政務活動費の手引きの見直しについて

…内容等について協議

(2) 本会議での議事進行について

…事務局から説明

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時56分）

委員長 改めまして皆さんおはようございます。

本日は、閉会中のいろいろ横手市訪問前とか準備のお忙しい中でのございますけれども、議会運営委員会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

定刻前でございますが、始めさせていただきますと思います。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員は小池委員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。先週は、皆さん選挙で大変お疲れさまございました。また15日、16日と横手市ということで、無事に行ってきたと思います。また、今日は政務活動費とかいろいろございますので、2年間の総まとめということになりますので、大和田委員長のもと慎重な審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは早速議事に入りたいと思います。

議長からお話があったとおりの政務活動費の手引きの見直しについてを議題といたし

ます。

前回全員協議会で多くの意見をいただきました。その意見を含めて政務活動費の手引
きを決定していきたいと思います。早速事務局から説明のほうをお願いいたします。

次長補佐 まず、単一費目の支出額の上限ということになりまして、全員協議会の中で案があ
ったかと思うんですけれども、案1は上限を設けない。案2として3分の2の16万円。
案3として4分の3で18万円。案4として、5分の4で19万2,000円ということで、この
中から今日は決定していただきたいと思います。

続きまして、郵便の部分なんですけれども、こちら案を二つ提示しまして、全員協
議会の中でどちらでもいいという意見がありましたので、幅広くしたほうがいいのかと
事務局では考えていますので、切手等使用台帳を作成していただいて、10通以上の場合
は別納郵便を利用するという、案2を考えております。

続きまして、広報費の中の議員の顔写真について、こちら全員協議会の中では意見
等は出ませんでしたので、案1、A4の用紙の長さの5分の1程度のものということで、
似顔絵については認められないということでもいいのかと考えております。

続いて、プロフィールの部分なんですけども、こちら議員のほうから説明があればい
いんじゃないかという意見がありましたので、議員個人の説明責任において電話番号、
メール、ホームページのアドレスの掲載は認めるということで、案1のほうでよろしい
かと思います。

次のページをお願いします。

それ以外に全員協議会のほうで意見が出ましたので、意見を手引きの中に別紙として
具体例を挙げていこうかなということで、広報内容と適している記事ですけれども、①
市政の課題に係る調査研究活動の内容及びそれに基づく提言等、②議会報告、③執行機
関への政策等に関する報告、④委員会活動の報告ということになってきます。

2、広報紙に掲載できない記事っていうことで、こちら議員の皆さんはお分かりだと
思いますけれども、選挙の当選落選に関する挨拶。政党活動とみなされるもの選挙活動
とみなされるもの、後援会活動とみなされるものは掲載できない内容となっております。

3、掲載内容の基準、留意点になるんですけれども、議員の名前とかプロフィール、
挨拶につきましては、判例のほうで直接的な関連性が認められないものということにな
っているんですけれど、後段の部分で、しかしながらの後なんですけれど、掲載した調
査研究等の記事と関連性を有するものや紙面に占める割合、大ききっていう部分が重要
になってくるということで記載のほうをしてあります。

次のページをお願いします。

議員の顔写真に関することなんですけれども、先ほど説明した内容になっておりまし
て、イ、その他の写真なんですけれども、掲載されている記事と関連性がある写真のほ
うは掲載ができます。また、紙面に占める写真の割合、こちらのほうがやはり大分写真

が多い議員もおりますので載せています。例えば議員活動、議会活動の中でも、例えば卒業式とか挨拶に行ったとか、地域活動は明らかに議員活動ではないので・・・

(複数発言あり)

委員長 暫時休憩いたします。

休憩(午前10時11分)

再開(午前10時20分)

委員長 再開いたします。

君嶋委員 議会広報紙については、皆さん各議員活動等についても活発に活動することはよろしいかと思いますが、議員以外の所属する団体についての活動等についての写真の記載については認めない。あくまでも議員活動の部分の部分を載せるということ。ただ、今後いろいろな取り方も出てくるとお思いますので、来年度については、専門の方お招きして勉強会を開催し、広報紙の作成等についても調査研究をしていくべきではないかとお思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。そのような意見が出ました。やっぱり我々の地域活動と公務の線引きっていうのも、なかなか我々としても難しいし、専門家を呼んで来年度早々、一緒になってつくっていくっていう形になろうかと思うんですけども、しかしながら、あからさまに、写真、裏面はどーんとかいかにも議員活動に関係ないって言うほどでもないけどちょっと広報紙にはそぐわないっていうものに関してはやっぱり指導、最悪一発でアウトみたいな形にせざるを得ないのかなど。多分全員協議会では、ここはどうなのここはどうなのってすごく細かく議員の皆さんから出てくると思うんですけど、そこは議会運営委員会としても、非常に線引きが曖昧なところがあるから専門家の意見をしっかりちょうだいして、進めていければ、議員とともにつくっていければいいのかなとお思いますので、そのように進めていきたいと。

君嶋委員 あと作成中に、もし不安っていうか、ちょっと疑問に思うときは、事務局に相談をするということで、つくってから駄目ですと言われて廃棄するのではなく、作成中にちょっといろいろ事務局に指導を受けながらつくっていくべきだとお思いますので、そこはちょっと伝えていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。そうですね、曖昧なものについて事務局と相談をしながら、改選まであと2年あるから、議員全員でブラッシュアップして行って、全員が共有できるような形にしていければと思いますのでよろしくお願いします。

そんな感じで大丈夫ですかね。事務局からほかに追加。

次長補佐 単一費目の割合、こちらのほうを決定していただければと思います。

委員長 幅広く使ってもらいたいというのが議論の中心にあったと思うんですけども、何かご意見ございますでしょうか。

鈴木委員 案1から案4まで、根拠があればいいのかなど、説明できる根拠があればいいのか

など思っていて、もしないのであれば上限は設けないっていうふうになるのかなって、それは広報紙だけではなくて、いろんな勉強会に行きました。それも幅広いじゃないですか。その研修費で単一項目になってしまうっていう、それも認めませんっていうことになってしまうのかとなると、それはやっぱり説明ができないことなのかなと思うんですけれども、皆さんいかがでしょうか。

副委員長 案4までありますけれども、大体多くの自治体の市議会は8割ぐらいかな、もしルールということで決めるのであれば、それも非常に少ないんですよ、いろいろ調査してみると。やっぱり本来、個人の意思で自由っていうか、特定の分野、研修なり広報なり書籍代で研究するとか、いろんな使い方があるんで、当市議会にするとやっぱり月2万円に戻すということであると、やっぱり何らかの上限が必要になるということで、例えば4分の3を目安とする、あるいは3分の2を目安とすると。超えてはならないものとするというのをちょっともう少し柔らかく表現して、3分の2以上は超えてはならない、単一費目については目安とするというぐらいでいいのかなと。あとは使い方については先ほど広報紙の例もあったように勉強会の中できちんと説明しながらやっていけばいいような、そういうふうに感じますね。余り縛っちゃっても。あと、過去3年ぐらいに見たんですけれども、調査研究、書籍で使う人、それから研修一本、広報一本っていう方がそれぞれ四、五人ずついたかな。個人によって全然違うので、それが2万円になったからといって、使われるか。そこはちょっと難しいことなんでね。例えば極端に事務所費なんて一発で、それだけに使ってる方もいたし、それはちょっとまずいですよね。ですからそういうふうにする方を見ると、今まではやっぱり偏りがあるなということなんで、幅広く使いましょうねっていうことは言って、上限は設けずに3分の2を目安とするなら3分の2、そういうふうにしたほうがいいのかというふうに思います。

君嶋委員 今回政務活動費を上げてきてるわけですから、一つの費用に使うだけにせず、やはり幅広く使っていただきたいというのを出すべきだと思います。その中でやはり、1番かかるのは広報かと思うんですけど、やはり議員は外に出ていろいろ研修もして、外を見てくる。これも必要だと思いますので、そういう研修ってなると、交通費、宿泊代も含めた、そういうものも使えるというようにして分けていくと、私個人的な考えだと、4分の3以上ほうがいいのかというんですが、広報が18万円使えたとしても6万円はそちらに使えるとか、そういうのも考えて幅広く、いろんなものに活動に使ってもらえるようなことにしていくといいのかなって、私は個人的に思ってます。

以上です。

議長 ほかのところだと会派をつくってるので、那珂市は常任委員会ごとに視察行くんですけど、ほかのところっていうのは会派で視察に行くんですね。そっちのほうも使っているので、やっぱり目的がある程度、会派としてこういうふうに行きたいという部分があるからやっているんですが、ただ那珂市の場合個人個人でやってるので、そこを明

確にしないと厳しいのかと思います。君嶋委員が言いましたが、ある程度決めて、ほかのところこういうふうにやっていますって話もして、できれば広報紙だけじゃなくて、研修のほうも使っていただきたいという部分のほうにしたほうがいいのかなくて、やっぱり皆さんの意見を聞いてと思いますから、その辺もやっぱり納得いくように鈴木委員が言いましたけど、納得してもらえない理由がないと、ちょっと厳しいのかって、その辺考えていただいてお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 上限設けてもいいという議員もいて、市民からの目を見るとやっぱり、いろんな費目に使ってもらって議員の資質向上のために12万円を24万円に戻したんでしょっていうことを考えれば、幅広く使ってもらいたい。多分今まで12万円で、全部広報に使っちゃったっていうのは、研修に行く費用を計上するのが言葉悪いけど面倒くさいんですね。だったら広報に使った一本で全部ドンと使い終わっちゃいましたみたいな、単一品目で。そうじゃなくてやっぱり面倒くさいけども、そういう研修に行って報告書を書いてというのをしてもらったり、それ以外も多分あるんでしょうけど、使ってもらえたらなという思いなんですけどね。多分研修も、よく文書ボックスにある研修もあれば、自主研修はどうなんだって、これまたいろいろな議論が多分出てくると思うんです。そこも勉強会の中に入れて、個人で道の駅が気になるからあちこちの道の駅行ったと、こんなのは、研修なのって話になってくるかもしれないし、我々だけではちょっと難しいところもあるので、専門家に聞いてというところも含めて勉強会は必要なのかなと思うので、全然話もまとまらないんですけど、上限があったほうがいいのかっていう方も。

副委員長 根拠については、過去の当市議会の使い方を分析していただいた結果を出してもらったほうがいいのかと思います。これは偏りがあるんで、なるほどそうだね、今までの偏ってたよね。それだと、自費で出していらっしゃる方もいるし返却される方もいるし、いろいろなんで、12万円、24万円なら有効に使いましょうということで、個人によってそれは費目がみんな違うんでね。これでメインで使うよっていう方が、今まではそうじゃなくて、事務所費もあれば、研修費もあるし書籍代もあるし広報もあるし、広報が大体半分ぐらいかな。使わない人もいらっしゃるし、だから、もっと有効に使うのであれば、研修もそうだし調査活動もそうだし、使っていきましょうよということだと思えますよね。それであれば皆さん納得すると思うんですよ。ただ上限をどこに設けるかっていうのはちょっと難しいところなんですよ。4分の3で18万円まで使っているのか単独にっていうのは別問題なので。研修も調査活動も公でやってる研修以外でも、個人でどんどん、議長の許可を得て県外市外へ出る。自分の調査をしたいことがあれば届出を出していけばいいわけで、政務活動費から自由にどんどん使っていただいているという話になると思うんです。その辺の使い方もきちんと勉強会やりながら進めてったほうがいいのかような気がします。上限は設けるのであれば3分の2とかね、やっぱりその目安

とするぐらいでいいのかなと私は思います。

鈴木委員 例えば、複数費目以上にするとか、何分の何とか決めないで、使用用途は複数費目以上にするとか、単一だったら認めませんよってことになるじゃないですか。複数費目以上にするっていうふうにとか、いかがでしょうか。

委員長 分かる気がしますけど、例えば本1冊買って残りはという話も出てきちゃうし、そこも難しいところがあるんです。副委員長は3分の2ってあったんですけど、例えばこの議論の中にも、物価高騰の話も少し出てたときがあったと思うんですけど、4分の3だと、今まで12万円の1.5倍になっているわけですよ。今までの活動に決して制限を設けているような金額ではないと思うんです。例えば活動報告書を出してました。でも印刷代が高くなりました。紙が高くなりました。1.5倍払えますよ。今までやってた人も1.5倍になりましたよ。その金額で納得するかどうかは別としてとは思うんです。残りの例えば6万円は、もっとほかに資質向上のために使えますとなると思うんですけども。

鈴木委員 何が1.5倍上がったから、1.5倍にするのかっていうのが。

副委員長 現実論を言うと、印刷業者は市内の方使ってください、できるだけ使いましょうということになると、大体2回で16万円ぐらいいっちゃいますよ。地元の業者使って、正直なところでいうとね。私は大手の安いところにやってるんであれだけど、それだともうそれで16万円ですから、ほか残り6万円を使いましょうとなると思うんでね。それは広報ですよ。単純に言えば。我々もできるだけ使いたいんですけども。もう一つ言うと研修費についても遠距離、これもどうなのって市民の方から見るとね、わざわざそんな所まで行くのかと言われかねない面もあるんで、あとは領収書をつけて報告書を出して、きちんとやってるねっていうのが分かればいいと思うんですけどね。だからそこが、単一費目で上限設けることの難しさがあると思うんで、いろいろ制限的なことは書いておいて目安とするぐらいで、目安とすると本当は4分の3なら4分の3、3分の2なら3分の2で、それ以上はっていうふうにしておきたいですけどね、本音のところはね。それじゃやっぱり、単一費目は難しいと思うんですよ。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時52分）

委員長 再開いたします。

上限を設けるというお話なんですけれども、ここにもね、いろいろ資料がありますけど。何かご意見ございますか。

副委員長 いろいろな議論が出まして、やっぱり上限を設けるということは、政務活動費も12万円から24万円に増やすということで、市民の理解を得るためには、やっぱり研修費も広報費も調査活動費も含めて幅広く使ってもらおうというのがいいということで、その代わり目安として金額、5分の4がいいのか、4分の3がいいのかということで、全員

協議会で皆さんにお諮りして結論を出していったほうが良いというふうに思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。ということでそもそも24万円に戻したということは、議員の資質向上ですとか物価高そういう話がありましたけど、市民目線から見ますと、上限を設けたほうが良いということですがその割合については、やはり我々議員一人一人の意見もありますし、特にうちは1人で動く方が多いと思いますので、皆さん一人一人お諮りをして、多数決になっちゃうのかなと思うんですけども。ただ、上限を設けて、それで終わりっていうわけではなく、やっぱり勉強会を通して、これが妥当なのかっていうのも年々考えて適切な政務活動費の使い方を一緒に皆さんと模索していきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

次長補佐 それでは最終確認なんですけれども、最初の資料のほうを見ていただいて、単一費目の支出の上限につきましては、案3、案4の二つを出して当日協議していただくと。今のところは超えてはならないとしてるんですけども、そのままでいいのか目安とするという意見もあったんですけども。

(複数発言あり)

次長補佐 超えてはならないものとします。

郵便につきましては案2でよろしいですかね。顔の写真についても案1でよろしいですか。プロフィールについては、案1、具体例も別紙としてつけることでよろしいでしょうか。最後に、事務局のほうで最後出した統計図といいますか、これも当日資料として出すということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

副委員長 プロフィールの書き方で案1ということは、電話番号、メール、ホームページ等のアドレスの掲載は議員個人の説明責任によるということで、書いてもいいと。

鈴木委員 こちらプロフィールの中に、SNS記載、QRコードは可能ってということで大丈夫ですかね。

委員長 そうなりますね。

この件については全員協議会でお諮りして、委員長報告になろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本会議での議事進行についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

次長 それでは事務局より、議事進行の発言、議事進行の動議、それから動議についての説明をさせていただきたいと思います。資料のほうも一緒にあわせてご確認をいただければと思います。

本年1月の全員協議会におきまして、少し触れさせていただきましたけれども、令和7年第4回定例会の一般質問におきまして、議事進行の動議という形で提出されまして、その動議を受けたという経緯がございました。それで事務局のほうといたしましても、いろいろ調べてみますと、議事進行の動議というよりは議事進行の発言が適正であったかなということで、今回その辺を整理しまとめてみましたので、資料をご覧くださいればと思います。

初めに概要ということで記載をさせていただいておりますけれども、こちらについてはお読み取りいただければと思います。

次に、議事進行の発言、議事進行の動議、動議の違いということで記載をさせていただいておりますのでこちらから説明をさせていただきます。

まず、議事進行の発言についてでございます。

議事進行の発言は、議長に対し、議事の進行や手続上の問題について、質疑、異議あるいは要望を述べる緊急の意思表示であって採決の対象にはなりません。またこちらについては賛成者も必要ございません。この点が動議と区別される点になってございます。

次に議事進行の動議についてですけれども、議事進行、休憩、延会、議論の打切りなどというふうに記載をさせていただいておりますけれども、こちらに関しましては賛成者を得て議決を求める手続的な提案となっております。議会の正常化、効率化、審議時間の短縮などを目的としておりまして、休憩、閉会動議、後回し動議、打切り動議、討論終結動議など様々な種類がございます。

次のページをご覧くださいと思います。

続いては動議でございます。

議事進行の発言が、先ほど議員から議長に発言するということに対しまして、議員から、こちらは議会に対して、議題の追加や修正、変更など具体的な議決を求める提案となります。こちらにつきましても、会議規則に定める賛成者を得て初めて議題として審議されることとなり、討論、採決を経て、議会の議決を得るという流れになってございます。議事進行の発言と議事進行の動議、それから動議はいずれも、議会の進行に関連するものでございますけれども、議決を必要とするか否かという点で違いがございます。このことから、議事進行の発言は性質上、動議ではなく議長に対して議事進行について異議や要望を述べたりする行為となり、一方で動議は会議の議決を求めるための具体的な提案として整理をされます。

最後のページ3ページに、参考といたしまして、箇条書でちょっとポイントを整理いたしましたので、ご確認をいただければと思います。文書だけですとなかなか分かりづらいと思われましたので、項目ごとに分けて記載をさせていただいております。

先ほどの令和7年第4回定例会の一般質問の件に話をちょっと戻させていただきますと、そのとき、確認したいので発言の機会をいただきたいという申出がありました。こ

これは議事運営に対するリクエスト的なものでありまして、その場で採決する動議というよりは、議長の裁量に委ねるといったお願いに近い性質であることから、議事進行の発言に当たるものと考えます。この場合の流れといたしましては、議長が許可するとなれば発言が成立することになりますし、逆に却下するといった措置がとられる場合も想定されます。いずれにいたしましても、議事進行の発言、議事進行の動議、動議につきましては、やはり各自議員で改めてご確認をいただきまして、どれに該当するのかといったことも整理しておいていただければというふうに思います。

この件につきましては、次回の全員協議会、2月25日になりますけれども、改めて事務局よりご説明をさせていただきたいと思っております。簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 議長大変でございました。

副委員長 12月の話でいうと、議長って言って動議じゃなくて、議事進行について発言いいですかという話、言い方とすれば、動議と言われたんで私なんかはもう、通常の動議だという解釈で、いや賛成者を乗せて、もし執行部の説明をもらうにはやっぱりそこまでやらないと駄目だよねという解釈をしちゃったんで、議会運営委員会を開いてやりましたけど、ということで、別だ。それは分かりました。あくまでもその議事進行について異議申立てがあれば、言えるという話ですよ。その辺がちょっと理解にかけたな、確認は議長の進行上で、あの場合ですと執行部の発言についてただしからざるところあったんでもう一度、執行部の答弁・発言を求めますという言い方がいいんでしょうかね、事務局に聞きますけど。

次長補佐 渡邊議員の例で言うと、発言の真偽が定かでないってということだと思えますね。そうするとこの間の流れ、動議ではなくて議事進行の発言をしていただいて、議長のほうで判断して、議長が認めたということになると思うので、認めたらやはり議会運営委員会を開いて、事実確認をする必要があると思います。そのあと全員協議会を開くかどうか、ここはまた議長の判断によってになるんですけど、そこまで必要がないということで、議長のほうで、傍聴者もおりますので説明をして、執行部に答弁をしていただいて、原田議員が謝罪というような流れになったかと思えます。本来は動議ではなかったかというふうには思います。

委員長 前はたまたまそういうわけで、動議なのかちょっとこう曖昧さがあつたまま進めて関係者等、執行部に対するものもあつたから執行部も出席しての議会運営委員会という形で、答弁したほうがいいっていうので議会運営委員会の中で決定ができたので、ある程度収まったっていうとおかしいけど、議事が進んだと。

君嶋委員 もしその中で、執行部が、いやこれは違うよとはっきりしたときに、この質問の内容で、言ってることが全然違うとなれば、今まで反問権を出して、議長に反問権ということを書いて認めれば、そこで執行部が反論してもいいわけでもんね。議運云々じゃ

なくて、納得しなければ執行部が議長にそれを言ってそこで反問権したいって言えばいいことだと思うので。以前は多分大分ありましたけど。

委員長 今後このような議事進行の発言がないように、議員それぞれしていただきたいと思います。

これは全員協議会で説明が事務局あるということで。

その他なんですけど事務局からはないですか、委員の皆様ございませんか。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時09分）

令和8年3月2日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男